

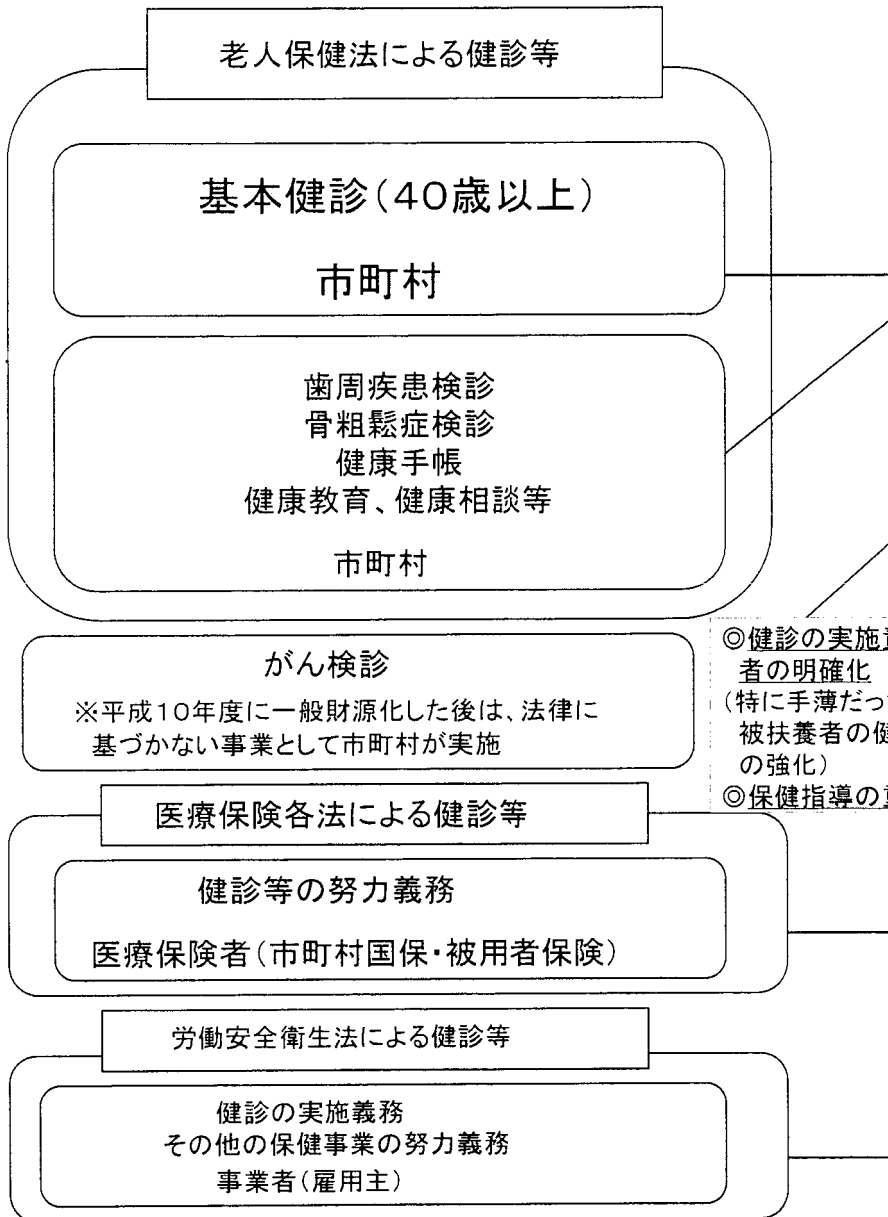
がん検診事業の評価に関する委員会	
平成19年6月26日	資料10

資料10：

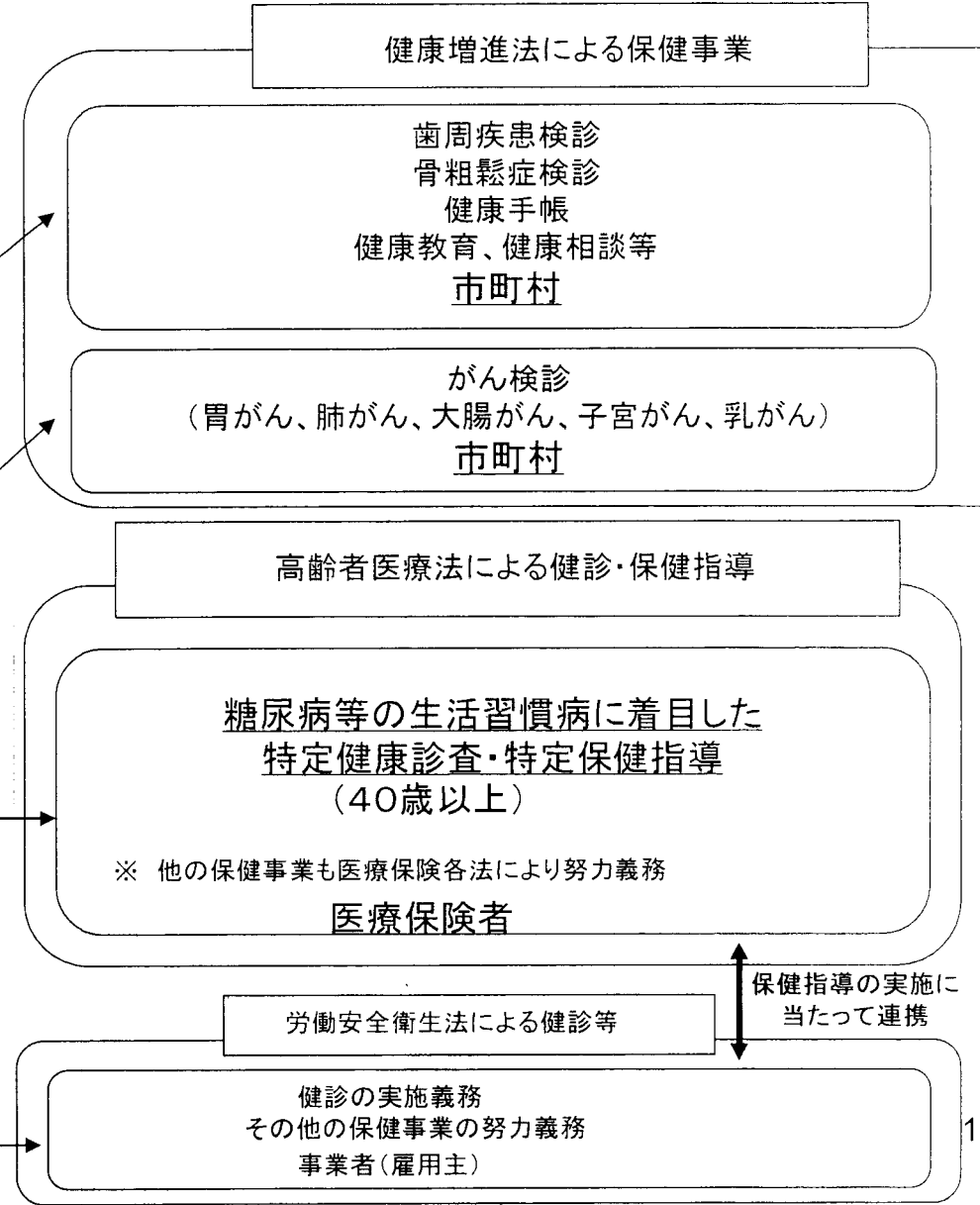
平成20年度以降の各種保健事業について

各種保健事業の取扱いについて(イメージ図)

これまでの取扱い



平成20年度からの取扱い



◎健診の実施責任者の明確化
(特に手薄だった被扶養者の健診の強化)
◎保健指導の重視

「健康増進計画」／「健診の実施等に関する指針」による総合調整

平成20年度以降の各健康増進事業実施者による健康診査について

0 ～ 2 歳	<p>○母子保健法 (目的) 乳児及び幼児の健康の保持及び増進 (健診対象) 満1歳半を超え満2歳に達しない幼児、満3歳を超え満4歳に達しない幼児 / 乳幼児(小学校就学の始期に達するまでの者) (実施主体等) 市町村 [義務/努力義務]</p>				
3 歳					
4 ～ 15 歳	<p>○学校保健法 (目的) 児童、生徒、学生及び幼児の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること (健診対象) 学校に就学させるべき者、児童、生徒、学生及び幼児 (実施主体等) 市町村教育委員会(学校に就学させるべき者) [義務]、学校(児童、生徒、学生及び幼児) [義務]</p>				
16 ～ 39 歳	<p>○医療保険各法(健康保険法、国民健康保険法等) (目的) 被保険者・被扶養者の健康の保持増進 (健診対象) 被保険者・被扶養者 (実施主体等) 保険者 [努力義務]</p>	<p>○労働安全衛生法 (目的) 労働者の安全と健康の確保 (健診対象) 労働者 (実施主体等) 事業者 [義務/努力義務]</p>	<p>○学校保健法 (目的) 職員の健康の保持増進 (健診対象) 学校の職員 (実施主体等) 学校の設置者 [義務]</p>	<p>○健康増進法 (目的) 国民の健康の増進 (健診対象) 住民 (実施主体等) 市町村 [努力義務]</p>	<p>○母子保健法 (目的) 母性の健康の保持及び増進 (健診対象) 妊産婦(妊娠中又は出産後一年以内の女子) (実施主体等) 市町村 [努力義務]</p>
40 ～ 64 歳	<p>○高齢者医療確保法 (目的) 被保険者・被扶養者の健康の保持増進 (健診対象) 被保険者・被扶養者 (実施主体等) 保険者 [義務]</p>				
65 歳 ～ 74 歳	<p>○医療保険各法 (目的) 被保険者・被扶養者の健康の保持増進 (健診対象) 被保険者・被扶養者 (実施主体等) 保険者 [努力義務]</p>				
75 歳 ～	<p>○高齢者医療確保法 (目的) 被保険者の健康の保持増進 (健診対象) 被保険者 (実施主体等) 後期高齢者医療広域連合 [努力義務]</p>				<p>○介護保険法 (目的) 被保険者の要介護状態等となることの予防等 (健診対象) 第一号被保険者(介護保険) (実施主体等) 市町村 [義務]</p>

注：歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、がん検診等を法第19条の2に基づく省令に規定した場合